

令和7年8月26日

鈴鹿市議会議長
野間 芳実 様

総務委員会

委員長 太田 龍三

委員会行政視察報告書

下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 実施日
令和7年7月29日：神奈川県海老名市
7月30日：茨城県水戸市
7月31日：埼玉県川越市、東京都千代田区
- 2 参加者氏名
委員長 太田 龍三
副委員長 松葉谷光由
委員 曾我 正彦
委員 矢田真佐美
委員 山中 智博
委員 水谷 進
委員 市川 哲夫
随 行 田牧 政臣
- 3 視察先及び事項
神奈川県海老名市：消防指令センターの取り組みについて
茨城県水戸市：企業版ふるさと納税の取り組みについて
埼玉県川越市：企業版ふるさと納税の取り組みについて
東京都千代田区：鈴鹿市東京事務所について
- 4 視察報告
(1) 神奈川県海老名市：消防指令センターの取り組みについて
海老名市は、神奈川県の中央部に位置する人口約14万人、面積約26.59平方キロメートルの市である。共同運用を行う座間市は、人口約13万人、面積約17.57平方キ

ロメートル、綾瀬市は、人口約8万3,000人、面積約22.14平方キロメートルの市である。

ア 経緯

海老名市・座間市・綾瀬市が共同運用する県央東部消防指令センターは、海老名市柏ヶ谷に位置しており、平成27年4月1日より運用が開始された。

設置の経緯は、平成20年3月に「神奈川県消防広域化推進計画」が策定されたことを契機に広域化の検討を行ったが、スケールメリットは認められるものの、時期尚早と広域化の実現に至らなかった。

しかし、平成23年3月、海老名市、座間市及び綾瀬市の3市は、旧高座郡に位置し、鉄道網や交通網により同一生活圏であること。また、消防団活動においては、「神奈川県消防協会高座支部」を構成し、連携を強化していることから、常備消防においても市域を超えた連携協力が必要であると考え、3市がともに更新時期を迎えていた高機能消防指令システム等を共同で整備し、運用することとなった。

その後、協議会の設置、消防指令センターの建築、高機能消防指令システムの構築等を行い、平成27年4月から運用を開始となった。運用開始から10年が経過した現在、高機能消防指令システム等の整備更新の時期を迎えたことから、新たに、大和市（人口約24万4,000人、面積約27.06平方キロメートル）を加え、令和8年度から4市での共同運用を行うこととなった。

イ 職員構成

次に、県央東部消防指令センターの職員構成については、次の形態であった。

(ア) 指令センター職員数：23名

① 毎日勤務者：2名

消防指令センター長：会長市の課長以上の本部職員（海老名市）

管理担当職員：副会長市の本部職員（座間市）

② 当直勤務者：21名

勤務体制や人員が明確になる3部制を採用 1当直7名体制

各市から当直責任者として副センター長を各係1名配置（管理職）

指令センター 職員配置数	海老名市	座間市	綾瀬市	合計
平成27年 開所時	9名 (センター長1名)	9名 (管理担当1名)	5名	23名
平成31年 一部変更	9名 (センター長1名)	8名 (管理担当1名)	6名	23名

平成27年の開所当初は、綾瀬市から派遣の指令センター職員が5名であり、3部制に振り分けた場合、1名となる係があった。各市の地理や出動基準等を熟知した職員

が3部制の各当直に複数いることで出動判断や当該市との調整など迅速かつ的確に実施できるメリットが大きいことから、平成31年に各市の人数配分が変更となった。

なお、令和8年度より大和市が加入するため、人員配置は次のとおりとなる。

指令センター 職員配置数	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	合計
令和8年度 大和市加入	10名 (管理担当1名)	8名 (センター長、 管理担当各1名)	6名	6名	30名

ウ 予算配分

次に、予算配分について、3市で整備した際は、協定書を取り交わし、単独整備割(国庫補助基準額を基礎とする案分)を採用した。維持管理経費は、「海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会の経費の支弁に関する規程」を設け、基本ベースを人口割とする負担割合とした。

次に、県央東部消防指令センターでの受信件数及び、三市救急業務相互応援協定に基づく応援状況については、次のとおりとなる。

令和5年中

火災	救急	救助	警戒	調査	支援	特殊災害	携帯転送	通報訓練	病院照会	問い合わせ	同報	試験	悪戯	誤報	その他	合計
154	19,847	233	211	68	2	0	2	478	962	342	0	187	144	284	7,298	30,212

令和5年中

			海老名市	座間市	綾瀬市
海老名市	応援	991		488	503
	受援	610		262	348
座間市	応援	381	262		119
	受援	605	488		117
綾瀬市	応援	465	348	117	
	受援	622	503	119	

119番受信件数は、年間約3万件(3市の人口は約35万人)、大和市が加わることで、人口60万人、年間5万件の119番受信が想定されている。

エ 共同運用の効果

次に、共同運用することの効果について、次のとおりとなる。

(ア) 経費負担削減

指令システム及びデジタル無線設備の整備に係る経費並びに維持管理に係る経費を構成する市で案分できるため、単独市での運用に比べ安価となる。

(イ) 消防通信指令事務職員の減員

指令業務を共同運用し集約することで、各市の指令業務に従事する人員を減らすことが可能となった。

	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	合計
共同前	16名	12名	12名	9名	49名
共同後	10名	8名	6名	6名	30名
増減数	-6名	-4名	-6名	-3名	-19名

(ウ) 連携協力体制の強化

救急については、相互応援協定により応援体制の効率化が図られる。また、4市の災害情報が一元化されることにより、指令センター内で消防車の連携等の応援出動の判断が可能となり、迅速かつ的確な対応が可能となった。

(エ) その他

- ① 共同整備を行うことで、より高機能な指令装置を導入することができ、多様化する119番通報への対応が可能となったため、市民サービスの向上に繋がる。
- ② 指令センター職員を独立した庁舎に集約し、専従化できるため、より専門的に通信指令業務を行うことができ、高度化を図ることができる。

オ 課題

最後に、県央東部消防指令センターの課題としては、1つのNTT収容局から同配管で指令センターまで敷設しているため、回線が掘削工事などで断線した場合等は、119番を受信できなくなる恐れがあり、回線の切り替えにはおよそ半日を要するといった課題がある。

そこで、令和8年の指令システム更新の際に、回線の半分を異なる収容局から異なる経路で敷設し、指令センターで受信できるように構築することやNTTが提供するサービス「ボイスワープ」機能を導入することで課題を解消する。

ボイスワープ機能は、119番回線をあらかじめ各消防本部へ繋ぎ常に指令センターへ転送する機能で、不測の事態で119番の受信ができなくなった場合には、転送を解除することで、迅速に119番回線を各消防本部で受信できるようにするもの。

カ 所感

消防指令センターを近隣自治体と共同運用することで、経費負担や各自治体の指令業務に従事する人員数などで期待できる効果があった。また、従事する職員にとって、他の自治体の地理や出動基準等については、不安要素があると考えられるが、

地理や出動基準等を熟知した各自治体職員が、3部制の各当直勤務に複数人であったり、出動判断や当該市との調整等を迅速かつ的確に実施すること、派遣職員は、事前に各自治体の地理調査を行うなど、不安の払拭に努めていた。本市においても、配属の可能性のある職員については、継続的に地理調査を行うなど、不安払拭に努める必要がある。また、災害時に備えての通信環境等の整備を検討する必要がある。

(2) 茨城県水戸市：企業版ふるさと納税の取り組みについて

茨城県の中央に位置する県庁所在地で、人口約 26 万 5,000 人、面積約 217.4 平方キロメートルの中核市であり、日本三名園のひとつである偕楽園を有する市である。

ア 企業版ふるさと納税の概要

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について法人関係税（法人住民税、法人税、法人事業税）を税額控除する制度であり、企業版ふるさと納税の概要としては次のことがある。

(ア) 企業が寄附しやすいよう損金算入による軽減効果に、税額控除による軽減効果を上乘せし、寄附額の下限は 10 万円と低め設定

(イ) 寄附企業への経済的な見返りは禁止

(ウ) 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

また、令和 7 年度の税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を 3 年間（令和 9 年度まで）延長することとなった。

イ 取り組み内容

次に、水戸市の企業版ふるさと納税の取り組みは、水戸市に寄附を呼び込むにあたって、次の 3 つのアプローチを活用している。

(ア) 寄附促進を図るプル型のアプローチ

① 水戸市ホームページ上において、イチオシの寄附対象事業を掲載。

② 地域金融機関の県外店舗にチラシを設置。

(イ) 企業版ふるさと納税マッチング支援サービス

① 3 社と契約を結び、企業に向け営業をかけていただき、寄附額に応じた手数料を支払う成功報酬型のサービス(手数料として 1,000 千円を予算計上)

(ウ) 市からの積極的なプッシュ型のアプローチ

① 事業担当課から直接声かけ、文書送付等による寄附の働きかけ。

これらを活用して、水戸市への企業版ふるさと納税は、平成 29 年度に寄附件数 8 件、寄附額 1,200 千円であったが、令和 2 年度に税制改正もあり、令和 6 年度に寄附件数 30 件、寄附額 154,591 千円となった。

企業版ふるさと納税の運用開始当初は、企業への制度周知の難しさ、近隣市町村間での取り合いを避けたい、遠方の企業とのつながりが少ない等の課題があり、市長自らがトップセールスを行い、6 件 1,000 千円の寄附へ繋げていた。

次に、水戸市における企業版ふるさと納税の活用事例としては、シェアサイクル事業「みとちやり」、東町運動公園体育館集客力向上プロジェクト等がある。

東町運動公園体育館集客力向上プロジェクトは、令和 2 年度に事業費 148,500 千円のうち、半分の 74,250 千円を国からの補助金とし、残額のうち 50,000 千円を 3 社から企業版ふるさと納税の寄附をいただくなど、事業の実施に当たり、企業版ふるさと納税が活用されていた。

また、令和 5 年度～令和 6 年度においては、東町運動公園体育館機能向上プロジェクトやサッカーグラウンド・体育館等整備を核としたスポーツ振興プロジェクト等、

企業版ふるさと納税を用いていた。

東町運動公園体育館機能向上プロジェクトは、スポーツコンベンションによる市への経済効果を踏まえ、茨城ロボッツがB. LeagueのトップリーグとなるBプレミアへ参入することを支援、また利用者の利便性向上を図るため、VIPルームの設置等の改修工事を進めるものであった。この事業に対する企業版ふるさと納税額は、令和6年度までに198,700千円を集めるなど、積極的に取り組まれていた。

(3) 埼玉県川越市：企業版ふるさと納税の取り組みについて

川越市は埼玉県の南中部に位置しており、人口は約35万人、面積は約109.13km²の中核市である。

ア 経緯

川越市の企業版ふるさと納税は、平成28年度の制度開始時点での活用はなく、平成31年度の税制改正を受け、地域再生計画を変更し、2事業に対して制度の受け入れを可能とした。令和3年度、第2期総合戦略に基づく新たな地域再生計画を申請し、5事業の受け入れを開始した。その後、令和6年度には地域再生計画を変更し、さらに5事業の受け入れを追加した。

イ 実績及び手法

企業版ふるさと納税寄附受入実績は、令和3年度に寄附件数4件、寄附額13,700千円であったが、令和5年度には寄附件数28件、寄附額34,420千円となった。

(ア) アプローチ手法

次に、川越市に寄附を呼び込むにあたって、次のアプローチを活用している。

- ① 市ホームページへの掲載
- ② 企業とのマッチング会（企業版ふるさと納税マッチング交流会等）への参加
- ③ その他
 - ・PRチラシの配布
 - ・令和3年度以降、民間サービス6社の成功報酬型のサービスを利用

(イ) 基金条例の制定

川越市企業版ふるさと納税基金条例（令和6年3月19日条例第1号）を制定しており、その目的、制定に至った経緯等については、次のとおりである。

- ① 目的
 - ・川越市では企業版ふるさと納税寄附活用事業に対して寄附のご希望をいただけた際に、その希望に可能な限り沿うため。
- ② 効果
 - ・企業版ふるさと納税は寄附受入年度に実施する事業費に全額充当する必要があることから、年度内に充当可能な先がなく、寄附を受領できないという事態を回避するため、基金を設置し、基金に一旦積み立てることで、寄附受入の翌年度以降の事業費に充当できる。
 - ・多額の事業費が予定されている年度に向けて、より長い期間、寄附を募

集し、受け入れることが可能となる。

- ・年度を超えて継続して実施する事業について、各年度の事業費により当該年度の受入可能額が制限されることなく、総事業費への寄附の受け入れが可能となる。

③ 経緯

- ・事業費を上回る過充当となるおそれがあり、年度途中で寄附案内を休止した事業があったため。【令和4年度】食環境づくり推進事業、歴史的建造物マネジメントサイクルの構築

④ 基金への積立額

- ・川越市企業版ふるさと納税基金は、令和5年度 2,001,000 円、令和6年度に 4,115,105 円を積み立てており、同年度末残高は 6,116,105 円となっている。

(ウ) 人材派遣型の活用

川越市では企業版ふるさと納税の人材派遣型についても取り組まれていた。

企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的として、令和2年10月13日に創設された制度である。

企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキームとしては、プロジェクトの実施を支援したい企業が、①人件費を含む事業費への企業版ふるさと納税に係る寄附、②人材の派遣、寄附を実施した企業は税額控除される。（法人税：国、法人住民税・法人事業税：企業が所在する地方公共団体）

なお、企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、次の特徴や留意点がある。

① 地方公共団体のメリット

- ・専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる。
- ・実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる。
- ・関係人口の創出・拡大も期待できる。

② 企業のメリット

- ・派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる。
- ・寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる。
- ・人材育成の機会として活用することができる。

③ 活用にあたっての留意事項（一例）

- ・地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保できる。
- ・寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果

検証の実施に留意する。

川越市においては、企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した人事交流として、2件の事例がある。

1件目は、第一生命保険株式会社と人事交流協定を締結していた。

① 概要

- ・派遣期間：令和4年10月1日から令和7年3月31日まで
- ・派遣元・人数：第一生命保険株式会社・1名
- ・派遣先・役職：産業観光部農政課・主幹（任期付職員）
- ・派遣事業：グリーンツーリズム整備推進事業

グリーンツーリズムに係る地域資源の発掘を通し、農業者、商業者との関係を構築し、「新たな農業体験・食体験」の企画・運営といった新たな事業構築や情報発信に従事。

この取り組みのきっかけとなったのは、令和3年度の地方創生SDGs官民連携プラットフォーム・第14回企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッチング会」に参加したことであった。その後、受け入れに係る調整等を経て、人事交流協定の締結に至っていた。なお、派遣期間については、令和7年度の税制改正により、令和8年3月31日まで延長された。

2件目は、JCOM株式会社と人事交流協定を締結していた。

① 概要

- ・派遣期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・派遣元・人数：JCOM株式会社・1名
- ・派遣先・役職：産業観光部観光課・主幹（任期付職員）
- ・派遣事業：他地域とのつながりを築き、川越への新しいひとの流れをつくる事業（観光に関する事業）

主に、オーバーツーリズムや観光情報に係る情報発信に従事。

この取り組みのきっかけとなったのは、埼玉県主催の「企業版ふるさと納税マッチング交流会 in 池袋」に参加したことであった。その後、受け入れに係る調整等を経て、人事交流協定の締結に至っていた。

(エ) 成果と課題

川越市は、企業版ふるさと納税の成果や課題として、次のことを考えられていた。

① 企業版ふるさと納税の成果

- ・企業に対する地域の魅力や行政の取り組みをPRする機会となり、官民連携につながる。
- ・寄附受け入れにより、新規事業や事業の拡充を促進できる。
- ・歳入を増やす、財源を確保するという意識の醸成につながる。

② 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の成果

- ・派遣者の専門知識、技能を発揮いただき、より高い事業成果を生み出せる。

- ・派遣者の技能や知見を他の職員にご教授いただくなど、従事する事業のみにとどまらない、よりよい成果をもたらした。

課題としては、寄附企業としては税制優遇があるとはいえ、金銭や人材など企業の負担が生じることや、寄附を実施することに対して、企業の考え方、対象となる事業との関わりなど、さまざまな状況を踏まえて、企業が判断することなどから、市の事業に対する企業版ふるさと納税に理解が得られる魅力ある事業の構築、訴求力のあるPRに努めることが必要である。

ウ 所感

両市とも企業への情報発信にあたって、市ホームページへの掲載や民間企業の企業版ふるさと納税マッチング支援サービスを活用されていた。

水戸市においては、市長のトップセールスのほか、寄附促進を図るプル型のアプローチとして、市ホームページへの掲載のほか、地域金融機関の県外店舗にチラシを設置するなど、地元の地域金融機関からのアプローチを行うとともに、市からの積極的なプッシュ型のアプローチとして、事業担当課から直接声かけ、文書送付等による寄附の働きかけを行っていた。また、川越市においては、企業とのマッチング会へ参加して、企業版ふるさと納税をPRするなど、両市とも市から企業へのアプローチを積極的に行われていた。

企業版ふるさと納税を活用することは、事業を実施するにあたり、財源の確保につなげるため、積極的に本市のPRをする必要がある。寄附を行う企業は、税制優遇があるものの、寄附金を支出する必要があり、関心のある企業への情報発信が必要であり、さまざまなチャネルを活用し、企業に対して、訴求力のあるPRに努めることが必要である。

企業版ふるさと納税（人材派遣型）については、企業からの派遣者のノウハウや技能により事業が進み、精度の高い成果を生み出すほか、そのノウハウを市職員へ伝授いただくなどの効果が得られていた。今後、本市が実施するためには、企業版ふるさと納税（人材派遣型）の受け入れに係る仕組みづくりを検討する必要がある。

(4) 鈴鹿市東京事務所について

鈴鹿市東京事務所は、新たな経営資源の獲得に向け、令和7年4月より東京都千代田区の全国都市会館に設置した事務所である。

東京事務所では、鈴鹿を応援していただく方、鈴鹿に関わっていただく方を増やすため、本市にゆかりのある者との結びつきの強化に取り組み、首都圏における人的ネットワークの形成を進める関係人口づくりに取り組まれていた。

企業版ふるさと納税においては、本市にゆかりのない企業から本市へ寄附をいただくことは難しいため、首都圏で幅広いネットワークを有するなど、今後、東京事務所として新たに関係を構築したい個人、団体、民間事業者等との関係構築の機会を戦略的に創出すること。若者においては、今後のUターン就職等を見据えて市内、県内出身大学生等の若者が鈴鹿の魅力首都圏で同世代に発信する取組を行う契機とするこ

などを目的とした、SUZUKA@TOKYOプロジェクトがキックオフされるなど、首都圏におけるネットワークの形成、持続可能なまちづくりに向けた経営資源の獲得につなげる活動をされていた。

5 視察写真

(1) 海老名市議会



(2) 水戸市議会



(3) 川越市議会



(4) 鈴鹿市東京事務所



以上、視察報告とする。